

旭川市のホームページから“電子式歩行補助具”を抜粋しました。

実際のホームページでの確認をお願いします。

2009.12.07

ライクス 竹内

旭川市障害者福祉の手引 給付

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sy>

[旭川市トップページ](#)>[部署名から探す\(福祉保険部\)](#)>[障害福祉課トップページ](#)>[障害者福祉の手引](#)>給付

▲先頭

II 給 付

2. 日常生活用具の給付

(下記の内容については、平成21年7月1日現在の情報を集約したものですので、変更となる場合があ

(2) 自立生活支援用具

種 目	対象者 (障害状況)	対象 者 (年齢)	対象者(その他)	性 能	価 格 上 限 額
電子式歩 行 補 助 具	視覚障害2 級以上	学 齡 児 以 上	白杖、盲導犬等 と本用具を併用 することによ り、移動の困難 が軽減されると 認められる者	超音波、レー ザー光線等を利用 して、物体ま での距離を音や 振動で表現する 歩行補助具であ り、視覚障害者 の歩行補助とし て実用性があり 容易に使用し得 るもの。	79,000円

利用者負担額	持 参	申 請
日常生活用具価格の1割を負担 (所得等に応じて月額負担上 限 額があります) (別表1)	身体障害者手帳又は療育手帳 日常生活用具給付意見書(※ 1) 市町村民税課税証明書(※2) 業者見積書 印鑑	障害福祉課 障害福祉係 TEL(内線 5333)

← 0166-25-6476